

## 郡山ふるさと田舎体験協議会規約

平成 22 年 5 月 28 日

### (名 称)

第 1 条 本協議会は、郡山ふるさと田舎体験協議会（以下「協議会」という）という。

### (区 域)

第 2 条 協議会の区域は、郡山市の全域とする。

### (目 的)

第 3 条 協議会は、子ども農山漁村交流プロジェクトが開始されたことに鑑み、多様な主体からなる受入体制を構築し、農山村でのグリーン・ツーリズムの受入に関する知識、技術、情報等の蓄積及び発信を行い、誘客を促進するとともに地域全体を活性化することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども農山漁村交流プロジェクトに関すること。
- (2) グリーン・ツーリズム推進に関すること。
- (3) その他、目的の達成に関すること。

### (会員及び構成員)

第 5 条 協議会は、郡山市内でグリーン・ツーリズムを受け入れる個人や団体である会員と、当会の趣旨に賛同する個人である協力会員、別表第 1 に定める特別会員をもって組織する。

- 2 その他協議会の目的に賛同し、入会を希望する者は、加入申込書（別紙様式第 1 号）を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 3 協議会からの退会を希望する者は、退会届出書（別紙様式第 2 号）を提出しなければならない。ただし、会費、債務、その他義務のあるときは、それを履行した後でなければ退会を認めない。

### (役 員)

第 6 条 協議会には、次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 査 2名

(5) 幹事 若干名

- 2 役員は、総会において選出し、または解任する。
- 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、本協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、現金及び預金を管理し、帳簿を整備する。
- 4 監査は、本会の業務及び会計事務を監査する。

(事務所)

第8条 協議会の事務所は会長宅に置く。

(事務局)

第9条 事務局は、本協議会の事業に必要な事務を行う。

- 2 事務局員は、第6条第1項に掲げる会計と、第5条第1項に掲げる会員の中から会長が指名する。

(役員会)

第10条 協議会の業務を円滑に行うため、役員会を置く。

- 2 役員会は、第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の役員をもって構成する。
- 3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は年1回とし、毎年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 総会は、本会の役員を選任、事業計画、予算、収支決算、規約の改廃、その他重要事項を議決する。

(会議の成立及び議決)

第12条 総会は、会員及び協力会員、特別会員の半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 規約の改廃は、会員の3分の2以上をもって決する。

(経 費)

第 13 条 協議会の経費は、別表第 2 に定める会費、補助金、負担金、その他の収入をも  
ってこれに充てる。

2 前項に定める負担金のうち、農家民宿負担金は、協議会事業の実施に伴って受け入  
れた宿泊客が支払う宿泊料の 10%相当の額とする。

(事業年度)

第 14 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(雑 則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 22 年 5 月 28 日から施行し、平成 22 年 5 月 28 日から適用する。

附 則

1 この規約は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

1	篠坂体験農業実行委員会
2	アトリエ さとうとバニラと
3	海老根伝統手漉和紙保存会
4	高柴デコ屋敷
5	NPO法人ふるさとネットワーク福島
6	磐梯熱海温泉旅館協同組合
7	逢瀬町商工会
8	湖南町商工会
9	郡山市農業協同組合
10	財団法人福島県都市公園・緑化協会
11	福島交通株式会社
12	公益財団法人郡山市観光交流振興公社 畜産振興事務所
13	郡山市観光協会
14	郡山市

別表第 2 (第 13 条関係)

区 分	年会費 (円)
団体会員	10,000円
農家民宿会員	5,000円
協力会員	1,000円

別紙様式第1号

加 入 申 込 書

平成 年 月 日

郡山ふるさと田舎体験協議会長

郡山ふるさと田舎体験協議会への加入を希望します。

住 所	
団体名または 氏 名	①
協力できる内容	宿泊受入 ・ 体験指導 その他

別紙様式第2号

退 会 届 出 書

平成 年 月 日

郡山ふるさと田舎体験協議会長

郡山ふるさと田舎体験協議会からの脱会を届出ます。

住 所	
団体名または 氏 名	㊟